

第十三回国 参議院水産委員会會議録第四十一号

昭和二十七年六月十一日(水曜日)午後二時一分開会

出席者は左の通り。

委員長 木下 辰雄君

理事 松浦 清一君  
千田 正君

委員

秋山俊一郎君  
藤野 繁雄君

衆議院議員

田口長治郎君

政府委員

調達庁管理部長 長岡 伊八君  
大蔵省主計局長 石原 周夫君

事務局側

常任委員 岡 尊信君  
会専門員 林 達磨君  
会専門員 林 達磨君

説明員

水産庁漁政部長 伊東 正義君  
水産庁漁政 家治 清一君  
部漁政課長

本日の會議に付した事件

○漁船乗組員給与保険法案(衆議院提出)

○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○委員長(木下辰雄君) 只今から委員會を開会いたします。

第十部 水産委員会會議録第四十一号 昭和二十七年六月十一日【参議院】

先ず漁船乗組員給与保険法案を議題に供します。昨日に引続いて御質問を願います。如何にいたしましたか、条文を追うて質疑をお願いいたします。どうか。全般的質疑をお願いいたします。よろか。

○松浦清一君 条文を追うて委員長から第一条はどうか、第二条はどうかと、こういうふうな言つて頂きますと、原案に異議がなければ異議がないというようにやつたほうが、審議上よいじやないかと思つております。

○委員長(木下辰雄君) さよういたします。ちよつと速記をとめて下さい。

【速記中止】  
○委員長(木下辰雄君) 速記を始め。大蔵省の係官がおいでになりましたので、漁船乗組員給与保険法案をあと廻しといたしまして、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律案を議題に供します。先ず質問をお願いいたします。

○秋山俊一郎君 大蔵省からおいでになりましたので、先日の留保になつておりました質問事項についてお尋ねいたします。

第二条の第二項にあります「前項の規定により補償する損失は、通常生ずべき損失とする。」とあるのですが、通常生ずべき損失となる計算はどういうふうな計算によつてこれがなされるか御質問いたしたいと思います。

○政府委員(石原周夫君) 通常生ずべき損失というのは、御承知のようにいふ／＼な損失補償の法令にございませぬ、いわば慣用でございまして、大體の解釈といふものは、従来から大きな筋道におきましては考え方がありと思つてございまして、具体的な場合におきまして、どういふような計算のいたしたかをするかということにつきましては、目下農林省或いは私どものほうで相談をいたしておるわけでありませぬ。御承知のように、水産の問題ばかりでなく、農地あたりの問題もございませぬので、そこら辺の均衡の関係、或いは御承知でございませぬが、予算の均衡の関係といふようなものもございまして、まだ結論を得ていない。ただ抽象的に申しますと、考え方の筋道に申しますれば、こういうふうなことにございまして、減収に相成りました金額、これは税務上で申します所得といふもので考えられると思つてございませぬが、その所得の減少いたしましたところを繰りまして、それに対しましてどういふような所得が喪失をいたしました上に伴ひまして、半面それを全然損失と見るわけには従来解釈が相成つておりませぬので、その期間におきましてお尋ねの筋道と、その期間におきましてその金額を相引いて補償いたすといふのが通常生ずべき損失といふものの筋道だろ

うもまだこの通常生ずべき損失といふものは如何なる計算によつて生れるかといふことについての納得は行かないのであります。普通使ひ言葉でありませぬけれども、なおこれが決定していな

いといふことになりませぬと我々はこれをどう考えていいかわからない。で、その通常生ずべき損失といふのはどういふ計算によつてやるかといふことがはつきりするのはいつ頃になるのでありませぬ。

○政府委員(石原周夫君) ちよつと先ほどのお答えに補足を申上げます。大体減収の見方、それから所得率と申しますと、先ほど私が税務上の云々といふことを申上げました。総収入に対する所得を見ますと、御承知の通り、従来から補償をいたしておりましたので、大体そこら辺で確定をせられておつたと思つてございませぬ。従いまして残ります問題は、その所得に對してどの程度損失を見るかといふことにあると思つてございませぬ。全体につきましては、問題になりませぬ点は、二の点であると思つてございませぬ。お考えになつて欲しいと思つてございませぬ。いつ頃ま

とまるかといふお話でありませぬが、これにつきましては目下農地の関係と睨み合せまして、農林省と私どもの間で折衝いたしておりますので、期限のほどはちよつと例えは今月中であるといふような申し方は今日ちよつといたしかねるのであります。従来からの経

過等もありませんので、できるだけ早く処理をいたすようにと考えております。

○秋山俊一郎君 抽象的なお答えでど

○秋山俊一郎君 国会もはや余すところ幾らもありませんので、この法案が我々としてはこの国会中に通したいという考えを持つておるのであります。併しそこにはつきりせん点がある。とそういう審議の上で甚だ困難を来たし、わからんで通してしまふといふことも我々としては責任上どうかと思つて、我々はこの点をできるだけ早くはつきりさせて、審議を打切りたいと思つてございませぬ。ところがこれがいづ決定するかからんといふことになりませぬと、通したあとで我々の考えと非常に違つた方向で傾いてしまつても困ると思つてございませぬ。従つてこの国会のしまうまでにそういう方面のあり方の見当を付けて、我々に示して頂きたいと、こう考えるのであります。が、如何でありませぬ。

○政府委員(石原周夫君) 私先ほど申上げましたのは、筋道の点を申上げたのであります。先ほど申上げたように、お承知の通り防衛分担金六百五十億円のうち九十二億円という金額が不動産の、家賃だとか、或いは補償とかそういう関係に相成つておるわけでございます。御承知の通り、現在行政協

定の二条に伴ひます施設及び区域の提供の範囲をも議論をいたしておるのであります。その範囲の問題と、それからこういうふうな損失補償の単価と申し

た

た

た

た

た

た



○秋山俊一郎君 私は先ほどの六割という問題につきまして、もう一応我々の考え方を申し上げておきたいと思いがすが、失業保険等においては六割というものは、その個人一人の所得に関する問題でありますけれども、漁業はたつた二人でやる場合もありますけれども、多くは使用人を使っております。その使用人を遊ばして、所得だけを以て賄うということは到底できないのでありますから、それらのものを賄うて行くためには何らかの活動をしなければならぬ。そういう関係がありますので、単に通常の俸給者の失業保険の率を適用するということは私は当らないのじやないか、こういうふうにかけるわけです。従つてさういふふうな経営をしてはいる者に対して失業保険の方式を当てはめるといふことは、どうも我々は納得が行かない。その点を十分認識して頂きたい。

○政府委員(石原周夫君) お話の通り失業保険の場合には、いわば給料生活者の給与に対します割合であります。従つて、こういうふうな、いわば営業所得と申しますか、そういうものは、いささか所得の性質が違ふという点はおつしやる通り、たださつきも申し上げましたように、さういふふうな営業所得の関係をいへても、従来休業補償といふものをやつておられます。ときには、たま／＼同じ率であるということも申されるかも知れませんが、六割という率を適用いたしました、休業期間中におきます他の収入というものの関係をお見み、或いはおつしやいます。或いは逆にならなかつたりするような関係があるのであります。そこを勘案

いたしまして従来六割というやり方でもやつておつたのであります。ただそれがこの場合に当りまして適当であるかどうかということにつきましては、目下農林省と検討いたしておるわけでありませう。さういふふうにお聞き願ひます。

○秋山俊一郎君 私はこの問題についてはまだ納得が行かないので、もう少し検討させていただきます。

○千田正君 さつき次長さんのお話によると、大体六〇%という補償の問題でありましたが、これが所有動産の全損の場合もさういふパーセンテージを補償の対象としてとられますか、その点を伺いたいと思ひます。

○政府委員(石原周夫君) 動産の例えは損害をいたしたというふうな場合におきましては、価格を、物の値段の全額を補償いたす建前になつております。今或いは附加して御説明したほうがよろしいかと存じますが、休業補償というふうな場合に六割という率をとりましますのは、その期間におきましますという見方をいたしますと、それに或る程度の価格を見ますと、それに或る値打ちを見るところで六割という数字が出て参るといふふうな考へております。

○千田正君 さうしますと、今の所有財産その他の損害の場合、全損という場合は、それは全損としての補償をされるというふうな承知してよろしいわけですか。

○政府委員(石原周夫君) よろしうございませう。

○委員長(木下辰雄君) 只今秋山委員

の御質問は極めて重要な問題でありまして、業者一般の非常な関心を持つておる問題であります。それでこの国会の開会中に、この率の問題について大蔵省と農林省と十分お話し合いを願つて、そして本委員会に御報告願ひたいと思ひます。他に御質問がなければこの法案は後日に譲ります。

○委員長(木下辰雄君) それでは元に戻りまして漁船乗組員給与保険法案を議題に供します。逐条審議をいたします。第一条のこの法律の目的、これについて御質問がありましたらならばお願ひいたします。

○千田正君 第一条の「この法律は、当分の間」という「当分の間」は、非常にこれは抽象的に書いておられますが、大体どの程度と承知してよろしいのか。その点を一応伺つておきたいと思ひます。

○衆議院議員(田口長治郎君) 第一条の「当分の間」の意義でございますが、この国際情勢が正常に復して、拿捕なんかの不祥事が起らないようになりまして、関係各国と正当、妥当な漁業協約などが成立いたしましたして、不安なしに出漁ができるその間というふうな意味に考え方をいたします。

○委員長(木下辰雄君) ほかに第一条に對しまして御質問ありませんか。……御質問ないようでありますから第二条に移ります。……ほかに御質問ありませんければ第三条に移ります。これは「定義」であります。それでは御質問がないようでありますから、第二章に移ります。第二章の第四条、これは「保険者」でございます。

○秋山俊一郎君 第二項の「省令の定めるところにより」といふのは、省令はもうそろ／＼できるのですか。水産当局に伺ひます。

○説明員(家治清一君) 省令案は、実は今私どもの内部では検討中でございます。

○秋山俊一郎君 省令は国会の承認を得る必要のないものかと思つたのですが、この場合、省令案ができましたら一応委員会に示して頂きたい。

○委員長(木下辰雄君) ほかにありませんか。それでは第五条に移ります。保険加入の条項であります。……

○松浦清一君 第二項の「保険加入の申込は、漁船ごとに、当該乗組員の全員について」これを行うということなんでしょうが、やはりその申込をする場合、内容については省令で定めるでしょうけれども、各人の氏名を記入して申込をすることになるのでございませぬ。

○衆議院議員(田口長治郎君) 第一項の第一号、これだけのものを記載をして申込むことになつておりますから、各個人別にですが、全員の契約金額を内訳保険金額と称しまして、その合計を出して内訳をきちんと明細に現わすというわけでございます。

○秋山俊一郎君 その点は第二号に書いてある通りに了解ができるのですが、乗下船があつて、乗組員の部分が変わる、変つた場合の手續の方法というものは、それもございませぬか。

○衆議院議員(田口長治郎君) これは直ちに、この十五条を御覧になりますとわかりますが、事業主は、給与保険契約が成立した後において、乗組員の異動等により第五条第一項の申込書に記載した事項について変更があつたと

きは、遅滞なく、省令の定めるところにより、組合に変更の通知をしなければならぬ。この場合において、契約金額が乗組員の給与月額合計額をこえることとなるときは、第七条の規定にかかわらず、内訳保険金額は、当該乗組員の給与月額に相当する額とし、契約金額が乗組員の給与月額合計額の百分の六十を下ることとなるときは、第六条第二項の規定にかかわらず、契約金額を乗組員の給与月額合計額の百分の六十をこえる額まで増額しなければならぬ。さういふようなことにしておるのであります。

○委員長(木下辰雄君) ほかにありませんか。ほかにありませんければ第六条に移ります。

次は「契約金額」のことです。

○秋山俊一郎君 この乗組員の給与月額と申すことがございませぬか、この給与月額といふことについては、いささか意見もあつたように承つておりますが、これも抽象的には法文にあるようでありませぬけれども、大体どういふふうな計算することになつたのでありませぬか。その点を伺いたいと思ひます。

○説明員(家治清一君) 第六条は、趣旨としましては、給与月額といふものは、現在乗組員と事業主との間に結ばれておるところの、ありのままの契約金額を対象とする、さういふ考へ方でございます。で、問題になりますのは歩合制であつて、抑留期間中に特別の定めがない場合はどうかと、さういふことが問題になることと考へますが、通例の場合は抑留期間中にどの程度払うというところがこの保険加入に先立つて乗組員とそれから事業主の間に契約せ







○委員長(木下辰雄君) ほかにございませんければ、第九條に移ります。保険金の受取人の指定であります。

○委員長(木下辰雄君) これは簡単でありますから、第十條に移ります。

○委員長(木下辰雄君) それでは第十條に移ります。

○松浦清一君 当該漁船乗組員の総数の二分の一以上の者が連署で申出た場合には、事業主は保険に加入しなければならぬ、こういう規定なのですが、この保険は強制保険でありませんか、事業主からも乗組員の二分の一からも加入の意思を表明されせん場合には、この保険には入らんものもできて来るわけですが、その通りなんですか。

○衆議院議員(田口長治郎君) お言葉の通りでございます。

○松浦清一君 水産庁に伺つておきたいのですが、今たび／＼問題になりました船員保険とい、労働保険とい、これ又やつぱり整備された内容の充実した事業主においては船員保険にも、労働保険にも進んで加入しておりますけれども、この中で最も問題になる給料も払えないという内容の貧弱な事業主に雇用されておるものは、船員保険にも入っていないものもあるし、船員保険に入れない三十トン未満の漁船等においては、おのおの労働保険に入つておらない、こういう状態に現在置かれておるわけなんです、そういうことから考へて十トンや二十トンの船で、特に北海道方面でソ連に抑留されて引張られて行くという船は、船員保険の域外におかれておる

が多い。而も労働保険にも入つておらん、この保険にも入らない。こういうことになればどうもしょうがないというのでなしに、現実には強制保険ではないが、万一の場合を慮んばかつて全船員に加入するように一つ勸奨を強くして頂きたいということをお願いしておきます。

○衆議院議員(田口長治郎君) 只今松浦委員からのお話、至極御尤もでございます。実は国家が再保険するといふ問題からいたしまして、むしろ強制保険にしたほうがいいのじやないか。再保険する以上は強制保険たるべし、こういうような意見もありません。衆議院の法制局というところが憲法との関係がどうだ、こういうことを研究してもらつた次第でございます。憲法違反の疑義があるというような解釈もありまして、乗組員の立場からいたしますと、自己の利益の擁護でございますから、二分の一以上、半分以上の者が保険に加入をしよう、こういうことを申出ることが、各船とも漏れなくやるだろう、言い換えますと、この十一條によりまして、強制保険に実体的に進まれるであろうと、こういうようなことで憲法違反の疑義があるというような解釈もありません、実質的に強制保険に近い方法として第十一條を考えた次第でございますが、この点一つ御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(木下辰雄君) この条項で「正当な事由」というものは、例えばどういふことを指摘しておりますか。

○衆議院議員(田口長治郎君) いろいろの場合がありますけれども、この事業主の経済状態、或いは銀行預金、その他によつて、船員連中がこれならば如何なる場合でも給料はもらへる、こういうような安心を受ける、そういうような処置によつてこの乗組員が安心して行けるというやうな場合は、事業主としましては、乗組員と相談の上加入せんでもいい。併し一面この保険は成るべく多くの人が入つて頂かなければならぬのでございませぬ。大きな会社なんかも現在におきましては進んでこの保険を作つて頂きたい、こういうやうな陳情が来ております。関係から、この正当な事由といふことで、この保険から脱ける者は非常に少いと思つてございませぬけれども、いろいろの事情も、將來予測しないことも出て来るかも知れないという、そういう意味もありまして、正当な事由といふ言葉を使つた次第でございます。

○委員長(木下辰雄君) ちよつと私がわからぬのは、船員の二分の一以上が連署を以て申出した場合は、事業主は正当な事由がある場合は承諾しなければならぬとなつておられますが、申出があつても船主は、君らは保険に入らんでも十分利益を擧げよう、船主の自由ですから、申出があつた場合に、経営者がこれを拒否するといふ正当な事由といふのはどういふわけですか。

○衆議院議員(田口長治郎君) 本當に乗組員が納得して、言い換へますといふと、今度の君らの航海に対して、君らの留守中の給与、これだけ預金して、而も君らの代表者に預けておくからと、この程度の乗組員の安心がなければ、ただ月給に困らないから入らないうと、こういうことではないかと思

うのでございます。

○秋山俊一君 前の第八條の二項に「事業主は、給与月額を定める場合には、当該乗組員の同意を得なければならぬ」といふのがありますが、この保険に加入する場合は契約金は、この月額の総額の合計を超えない。そうしてその百分の六〇、即ち六割を下らないその中間といふもので保険契約をすることができるとなつておりますが、給与月額は、当該船員の同意を得てやる、そして加入する場合は契約金といふものは、船主が、この事業主が今の制限の範囲内において自由にきめて行くといふことなるのでありますか、その点を伺ひます。

○衆議院議員(田口長治郎君) 長崎と福岡だけは最低保証金額といふものがきまつておるか、或いは各層備契約書の中にこのことを書いておるようでございます。ですから問題ないと思つてございませぬが、下関だけがその点がはつきりしておりませぬけれども、結局この考へは、各種の給与の合計、但しこの一時的の給与だけは除く、こういうやうな解釈でございませぬから、おのずから下関方面も長崎或いは福岡と同じやうにひつくるまつて来るのではないかと、こういうことを考へるのでございませぬ。乗組員の同意を得なければならぬといふことになつておられますが、長崎と福岡だけはこれはきまつておるようでございます。恐らく下関にもこの二カ所につけて金額がおのずからきまつることになるのではないかと。乗組員と事業主の間にこの問題についてごたごたが起るといふやうな心配はないと考へておるのでございます。

○秋山俊一君 長崎、福岡はきまつておると申されたのですが、給与月額というものは、いまきまつておるが、保険に加入するところの加入、即ち契約金といふものは、今言つたやうな幅がある数字で以てまあ行くわけでございます。給与月額の一〇〇%をかけるということならば間違いはないでしよう。この法律で行きますと、必ずしも一〇〇%かけなくても六五%でも、或いは六〇%でも差支えない。これは船主が自分の懐の都合によつて一〇〇%もかけてはかなわんから七〇%にしようといふ船主もあり、或いは又一〇〇%やつて行くといふ船主も、いろいろあるのではないかと。そういうやうなことは申合せでございませぬか、それが本當にびつたり行つたものか、或いは船主の人々によつてはとも工合が悪いから減らして行くといふやうなことが起りまして、それは船員と相談をせんでもいい、こういうやうなにも解釈できるのですが、そういう場合は契約をして入つた。そういうときはそれは困る、一〇〇%やつてもらはなければ困るといつたやうな、船員と船主の間の意見の食い違ひが起つて来た場合に、事業主は、それは事業主の自由であるから、自分の勝手に法律で定められた範囲内であるのだと、それを承知しなければならぬ。即ち正当な事由といふやうなところは持つて来るというやうなことはないのですか。

○衆議院議員(田口長治郎君) 御尤もな御説でございますが、実はこの分配に對する雇傭契約、或いは各事業主の實力その他種々雑多でございます。一つの基準を示して、力のある者も力

のない者も、或いは一隻船主も多数船主も同一にせよという事は、却つて非常に無理があると思ひ、むしこの問題は事業主と乗組員と相談をすれば自然にきまる。ただこの法案といたしましては、その幅だけを示して置けばいいのではないか。線を引くところが非常にむずかしいし、又無理ができる関係からいたしまして、その関係は両者の相談で大体きめて行く、こういう考で第二項を置いてるのでございませう。

○委員長(木下辰雄君) 秋山委員の御質問は、第六条によつて六〇%以上一〇〇%までは自由につけられる。これは船主の権利になるのだ。第八条で月額を定める。これは当然乗組員の同意を得なければならぬから、得て定めても、定めたやつ六〇%かけようが、一〇〇%かけようが、船主の自由である。それで船員は一〇〇%かけてくれと申込む。それはおれのほうはできんかというのは、正当な事由じやないかという質問のようです。

○衆議院議員(田口長治郎君) 法律といたしましては、この最低と最高だけきめて、その間において事業主と乗組員との相談によつて給与月額をきめる、こういうような考えをとつていてございませうが、この契約金というものは、結局給与月額が基礎になつてつと出るのだから、契約金六〇%と一〇〇%の間に非常に金額が違つて参りますけれども、大体の原則といたしましては、給与のすべてですか、一応臨時的ものを除いたすうか、ものを給与月額と考へる。この臨時的の給与、これの解釈が恐らく、両方

の相談になると思ひますが、とにかくこの契約金の基礎になる給与月額、この動き方によつて、契約金額が百分の六十と称して非常に金額が違つて来るのだから、原則としては一時的のものは除く、こういうよりほかに、これ〳〵を給与月額とする、こういう案も一応研究して見ましたけれども、なか〳〵これが地方別に事情が違つておりました、一致するところがなかつたものだから、こういうような二項を置いたような次第でございませう。

○委員長(木下辰雄君) 今の給与月額という規定の、毎月とする給与月額と、第八条の雇傭契約に基き抑留期間中に支払うべき給与月額とは、これは違つたじやないのですか。

○衆議院議員(田口長治郎君) この給与月額が決定されて、この給与月額の一〇〇%以上ではないか、六〇%を下つてはいかない、こういうようなことが保険契約金額になると思ひてあります。

○秋山俊一君 只今の給与月額であります、少しわからないようになつて来たものですから……抑留期間中において支払うべき一カ月の給与とすると、給与であるわけですから、それで給与月額というものが両者が話し合ひをしてきめたときには、一〇〇%になるか、或いは六〇%になるか、ここが問題なんです。そこで船員の方では成るべく一〇〇%つけてもらいたい、かけなくてもいい、船主の方では成るべく六〇%で行きたい、掛金も少しで済

むし、支払うのは政府において支払うにしても、掛金において違つて来る。従つてこれは何もなければ問題は無いわけでありませう、さういつたようなことの間に、そこに四〇%という差がある。これは大きい差だと思ひるのであります。そこで主なる船主、事業主と船員との間に折り合ひがつかないとき、これを裁定する方法は何もないが、そうすると両者間で丁度労働争議みたいなことで、賃上げの闘争と同じようなことが起つて来るのが予想される。それでいかなければ折れてしまふかという、さうは行かない。そこはさういふふうな調整する考へです。ただ両者の話し合ひをやつて見た、でなければ契約しないのだ、こういうことになるのですか。

○衆議院議員(田口長治郎君) 実際問題といたしましては、この遠洋底びき漁業の組合が各地方にあります。又一面漁民組合その他がありますから、さういふいづゆる団体的交渉で、少くとも保険をかけないで船主を出してしまふ、さういふようなことがないよう、に適當に落ちつくのではないか、さう考へておりますが、法律そのものはその問題については、どのパーセントにしろということ、どこにも指示してないのではありませんから、最高と最低を示して、この間において相談してきめ、さういふような建前をとつておるのでございませう。

は思ひますが、如何ですか。

○衆議院議員(田口長治郎君) この給与月額は雇傭契約できまつておるもの、ございまして、この雇傭契約できまつた金額だけは、抑留中でも事業主として当然払わなければならぬ建前になつておるわけでありませう。普通の給料、それは抑留中でもやはり乗組員の権利として、又事業主の義務として継続しておる、さういふ解釈であります。

○委員長(木下辰雄君) さうであれば、六〇%だ、一〇〇%だという問題は起らんはずですが、如何ですか。これは私は、第五条の契約金額と給与月額が同じであれば、六〇%、一〇〇%というふうな問題は起らんと思ひますが、当然支払うべき一カ月の給与であれば……。

○衆議院議員(田口長治郎君) 若し第六条の合計額ということ、いわゆる一〇〇%の契約金ということになりますれば、給与月額とイコールになるわけですが、そのイコールまで、これよりも多くなつてはいけないという最高の線と、給与月額の百分の六十を下つてはいけない、さういふ幅を示しておるの第六条でございまして、契約金額と給与月額はイコールだといふものではないわけでございます。

ますのは、各乗組員の給与月額、この一つの用語でございませう。各乗組員の給与月額の満額、合計総額以上はかけられません。それから最低は、その六〇%以下はこれもかけられません。さういふ意味は、契約金額は超過保険であつてはいけない、或いは少くともいけない、さういふわけでございます。

○松浦清一君 この点の関係をもう一遍説明をしてはつきりしでもらつたらよくわかるのですが、契約金額と、内訳保険金額と給与月額とどだけ違ひがあるかということの説明が徹底すればよくわかるのですが……。

○説明員(家治清一君) 御説明申上げます。契約金額といふものは、これは保険契約のときの総金額でございませう。それでその契約金額の基礎となり、

この歩合金額というものは入らないのです。だから抑留中に支払つておる給料の総額と、乗船をして操業をしておるときに支払われておる給料の総額というものは違ふのです。その区別は明確になつておるのである。そうしますと、契約するときの報酬月額というものは、抑留中に支払われるべき給料月額であるのか、乗船中の契約に基いて支払われておる給料月額であるのかということをお明確にしたらわかるので

○説明員(家治清一君) 八条で書いておられますのは、お話の中のとほうで、事業主と乗組員との間で特約乃至は雇傭契約の中に謳われました条項に従つて、抑留期間中に幾ら幾ら支払う、給料を出す、こういうことがきまつておられます、そのものを言います。従ひまして抑留されない普通の漁をしておりまして、それで歩合によつていわゆる賞与のものも入るといふやうなことは、実は第三条に規定の上で賞与関係その他これに準ずるものと書いてありますので、入つておりません。

○松浦清一君 これはあなたの説明は少しもやゝしておる。僕らが聞いておるのは、ほかの人の考へ方は違ふかも知れませんが、僕が感じとつておるのは、契約するときの契約金額というものは、乗船中に働いていて契約に基いて支払われる給料の総額を言うのであるか、第三条にある賃金、給料、手当、つまり具体的には、歩合金を含めた総額、総収入を契約金額とするのであるか、それとも抑留されておるときには歩合というやうなものももらえないのだから、それを控除した実際に支給される給料で契約するのであるか

と、ちよつとそれを明確にしないで……。契約をしたときには歩合手当が入つておる。ところが保険金を支給されるときには、抑留期間中の給料月額で算定されるという間違ひも起つて来るから、その点も明確にしておく必要がある。

○委員長(木下辰雄君) 私からも……。第三条第三項の給料と第八条の給料と違ふのであるか、同じであるかということをお質問しておるのです。

○松浦清一君 御答弁を願います。前に、ちよつとそれを明確にしないで……。契約をしたときには歩合手当が入つておる。ところが保険金を支給されるときには、抑留期間中の給料月額で算定されるという間違ひも起つて来るから、その点も明確にしておく必要がある。

午後三時二十九分速記中止  
午後三時四十九分速記開始  
○委員長(木下辰雄君) 速記を始めて下さい。第十一條について御質問がありましたらお願いします。

○松浦清一君 この第二項の「正当な事由がある場合の外」という正当な事由を認定する、判定をする機関というものはこの法律にはないのですが、どこで正当な事由を誰が認定するのであるか。

○衆議院議員(田口長治郎君) これは結局乗組員が納得するそれだけの事由がなければならぬという、そういう意味に私は解釈したしておるわけですが、単に事業主が言葉だけで言うからというだけではなしに、従つて厳密に言いますと、船長か或いは船頭に今度の航海分の給料だけは預金として預けるか、或いは今までの抑留期間というものが大体きまつておりますが、この期間内の何カ月分はこうしておくからというやうなことで乗組員

が本心に心から納得する理由であれば、それは正当な理由、こういうふうな解釈して差支えないと思ひますが、正当なりや否やということとは、主として乗組員が納得するかどうかという問題であると考えていいと思ふのであります。

○松浦清一君 漁船が抑留される場合には、その船が操業して何カ月目に抑留され、拿捕されるか、何年目に拿捕されるかそれはわかりませんが、その事業主が納める保険料の総額というものは、抑留中の船員に支払うべき給料というよりも低いものと見なければならぬ。そういう考へ方から行きますと、現在経営内容のよい事業主は、現に給料を抑留中の船員に対して支払つておる。この保険ができて、保険でカバーされる以外のもの、今まで払つておつた給料に相当するものはやはり保証しなければならぬ。保険ができたからといつて今まで支払つておつた給料の総額よりも低いという状態に置くといふことはこれはできないわけですから、今問題になつておつた三十九条かを受けておる保険でカバーされる以外のものは、やはり船長が負担しなければならぬといふことになる。

と、結局経営内容のよい事業主は、経営内容の悪い事業主に対して給料の支払いの援助をしてやるといふ建前になる。援助をしてやる建前になる。そういうことになると、そんなことは考へる人はないかも知れないが、法律を作る場合にはそれを考へておかなければならぬのは、経営内容のよい船主は、人の御厄介にならないでも、おれのは抑留中の船員には今まで通り払つてや

る。何も人様の御厄介にならないでも払つてやるから心配するなということでお保険に加入することを快しとしないという面がある。その半面に田口さんから御説明がありましたように、船員が得心すればいいけれども、その船主たるや経営内容が極めて悪い。もう保険料を掛けたりしておつたのでは操業できない。儲けにならない。保険料を掛けないで、そういうことがあつたら災難と諦めてくれといふことで、事業主が船員に言合せて船員も加入の意思を捨て、こういう両方の面での保険に入ることを快しとしないといふので、法律はそういう点も考へておかなければならぬ。正当の事由といふものをやつたり、いろ／＼の保険には審査者の間に問題が起つたらそれを調整する機関がある。この保険にはその機関がない。むしろ私は正当な事由といふものを取つてしまふほうがよいのではないかと、いふやうな気がするので、ね、どんなものでしょうか。

○秋山俊一郎君 関連して……。これは今のお話のよりのことと、このやないのですが、今お話のよりの場合は、若しそういうふうな両方が納得すればいいのですが、申請の申出、そういうものが正当な事由ではなくして、私の想像するところでは、二分の一以上の連署を以てというけれども、二分の一に足りないのだ、実際調べて見たら二分の一はない、或る人が勝手にやつた虚偽のあれじやないか、そういうものには船主としては納得しないのだ、こういうたよなことが正当な事由と言へるの

ではないですか。そういうたよなことを指すのであつて、今のような説明者のお話、質問者のお話を聞いておれば、納得した者なら初めから二分の一の連署を以て申出することはしなればよい。正当な事由も何もない。話し合ひがつけば申出を引込めるまでだ。拒むことにはならない。拒むことにならぬといふ以上は、二分の一以上だと飽くまで申請の申出を以てする。併し、いや二分の一にやらぬといふのが拒むことですね。申出に疑問があるといふ場合のことではないでしょうか。そういうものではないで、我々は引受けられんといふことが正当な事由といふことにかつて来るのではないですか。私はそれでなければ理由がつかないと思ふ。

○衆議院議員(田口長治郎君) そういう場合もあり得ると思ふのです。予測のつかないいろ／＼な問題が起るだらうと思ふ。こういう意味が多分にある。それから松浦さんの話、そういうやうな場合も実際にはあり得るかも知れませんね。保険金をかけることもできないといふやうな……。併しそういう船といふものはまあ極く僅かです。百円に……。三十九銭くらゐいなくて……。そういう金額です。それから、恐らく乗組員が是非かけてくれなければ困るといふ主張があれば、船主はそれでもせんとしたつたやうなことは実際には言えないと思ふのですけれどもね。理論的には或いはそういうこともあり得るかも知れませんが……。

○松浦清一君 ところが自分の財産である船さえ漁船保険に入らなくて、保険組合の経営が成立しないといふほど保険に入らない船があるのです。船主の立場から考へてやつぱりそれは自



分の財産というものは第一に大事であると思う。その船さを保険に入らない船主があるから、いわんや抑留されるかされないかわからないものに対してまで、非常に苦しいのに保険をかけるほど……、僕はそう根性が悪いつもりはない。善意に解釈していいかということだね。正当な事由をどこまでどうして誰が判定するかということが規定付けられないことには……。誰が判断するかということですね。二分の一以上の連署を以てというけれども、これは二分の一ないじやないかということも言ったりして、いざこざが起つたりする。これは強制保険じゃないから、どうしても船員も船主も保険に入るまいと思えば逃げ道はあるから、正当な二分の一の連署を以ての申出があるのなら、如何なる理由があつても入る、入れなければならぬということ、正当な事由の除外例というものをここに書く必要はないかと思うのですがね。

○委員長(木下辰雄君) なお十分お互いに研究をいたしまして、こういう必要があるかないかという問題については又後日御意見も御発表願ひまして、本日はこの程度で散会いたしたいと思ひますが、如何ですか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕  
○委員長(木下辰雄君) それでは本日はこれにて散会いたします。  
午後三時五十九分散会

昭和二十七年八月十二日印刷

昭和二十七年八月十三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局